

年金制度変更に基づく アドバイスのポイント

昨年11月に改正年金機能強化法が成立、続いて12月に年金改革法が成立し、今年1月末には4月以降の年金額等が厚生労働省より発表になった。これらを受け、直近の年金についてのアドバイスのポイントをまとめてみた。

特定社会保険労務士
井上 義教

1 年金機能強化法は受給資格期間が25年から10年に

まず、老齢年金の受給資格を得るために必要な加入期間（以後、受給資格期間）が従来の25年から10年に短縮された（図表1参照）。改正法は平成29年8月に施行されることになっており、約64万人が新たに年金を受給することが可能となる。8月分と9月分

の年金は10月に支給されることから、これらの方が実際に年金を受給するのは今年10月以降ということになる（ただし、年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の「翌月」から行われるため、平成29年8月1日に受給権が発生した場合、同年9月分の年金から支給される。つまり、同年10月13日（金曜日）に初回の振り込みが行われるが、ここでは1カ

月分の年金だけが支給されることになる）。

なお、10年以上の加入期間がある方については、日本年金機構より、年金請求書が今年の3月より送付されることになっている。また、年金の請求自体は8月より前でも行うことができる。

問題は、今回の改正でも救いきれない人（約26万人）だろう。

この約26万人の方について

は、将来も無年金になる可能性が高く、受給資格を得るために保険料の納付を促したい。国民年金の保険料は、任意加入の制度を利用すれば、原則として最長で70歳まで納付することができる。それとともに、合算対象期間の有無を調査して見る必要もあるだろう。「合算対象期間」とは、「カラ期間」とも呼ばれ、保険料を支払ったわけではないため年金額が増えるわけではないが、

受給資格期間としてカウント
 することのできる期間のこと
 をいう。合算対象期間の調査
 は意外に難しく、年金事務所
 又は社会保険労務士のサポー
 トを得た方が無難だろう。

なお、今回の改正で変わっ
 たのは、老齢年金の受給資格
 期間が25年から10年へと短縮
 されたものであり、遺族年金
 における受給資格の要件とな
 る「25年」の期間については、
 変更がないという点は注意が
 必要である。

図表1 年金の受給資格期間の変更

受給資格期間の対象	改正前	改正後
老齢基礎年金・老齢厚生年金 (特別支給の老齢厚生年金)	25年	10年
寡婦年金	25年	10年
遺族基礎年金・遺族厚生年金	25年	25年

あくまで、老齢年金の受給
 資格期間についての法改正な
 のである。

2 マクロ経済スライドの ルールが変更された年金 改革法

次に年金改革法であるが、
 法案の骨子の主なものは以下
 のようになっていた。

(1) 年金額の改定ルールの見 直し(マクロ経済スライド の強化)

これについては、①マクロ
 経済スライドについて、年金
 の名目額が前年度を下回らな
 い措置を維持しつつ、賃金・
 物価上昇の範囲内で前年度ま
 での未調整分を含めて調整
 (平成30年4月施行)、及び②
 賃金変動が物価変動を下回る
 場合に賃金変動に合わせて年
 金額を改定する考え方を徹底
 (平成33年4月施行)という、
 二つのメニューから成る。

「マクロ経済スライド」と
 は、厚生労働省によると、「そ
 のときの社会情勢(現役人口
 の減少や平均余命の伸び)に
 合わせて、年金の給付水準を
 自動的に調整する仕組み」と
 されている。分かりやすく言
 うと、「物価や賃金が上昇し
 たとしても、現役世代の人口
 減少や年金受給者の増加とい
 う年金財政を圧迫する要因を
 考慮し、年金額を抑制させる
 ために導入された制度」と言
 える。

マクロ経済スライド制は、
 所得代替率(現役世代の賃金
 に対する年金額の割合)を60
 %台から50%強の水準へ下げ
 ることを目的として導入され
 た。ただし、これには問題点
 がある。それは「物価より賃
 金のマイナス幅が大きい場合、
 賃金ではなく、物価の下落に
 合わせて年金額を引き下げ」、
 また、「物価が上昇し、賃金
 がマイナスになった場合は、
 賃金に合わせるのではなく、
 年金額を据え置く」こととさ
 れていた点である。

年金制度は「世代間扶養」
 で成り立っており、現役世代
 が年金受給世代の方を社会全
 体で扶養する仕組みが取り入
 れられている。この仕組みは、
 年金額の水準が現役世代の
 「賃金」とバランスのとれた
 ものであることが前提として
 成り立っている。そこで、こ
 れまでのマクロ経済スライド
 のルールに変更を加えたので
 ある。

ちなみに、①の「前年度ま
 での未調整分を含めて調整」
 とは、それまでに調整してい
 ない分があったとしたら、「貯
 金」として将来に持ち越すと
 いうことである(「キャリア
 オーバー」といった方が理解
 されやすいだろうか)。②
 とも、従来のルールでは、調
 整スピードが遅くなり、年金
 財政への負担が大きくなる

観点から実施された法改正と
言えるだろう。

(2) 短時間労働者への被用者 保険の適用拡大の促進

501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から被用者保険の適用拡大が既に実施されているが、これを500人以下の企業についても、労使の合意に基づいて企業単位で短時間労働者への社会保険の適用拡大を可能とするものである。なお、施行時期は平成29年4月である。

(3) 国民年金第1号被保険者の 産前産後期間の保険料の 免除制度の導入

これについては、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障することとされた（平成31年4月施行）。なお、この財源として、

国民年金保険料を月額100円程度引き上げることが予定されている。

以上三点以外にも、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の組織等の見直しや、日本年金機構の国庫納付規定の整備といった法改正が行われている。

3 年金額が3年ぶりにマ イナス改定

去る1月27日に、厚生労働省から今年度（平成29年4月以降）の年金額が発表された。これによると、平成29年度の年金額は0・1%低下し、老齢基礎年金の満額は現在の78万100円（月額6万5000円）から77万9300円（月額6万4941円）へと引下げになる（年金額がマイナス改定となるのは、平成26年度以来3年ぶりである）。年金額が0・1%の低下となったのは、前年の物価変動

率が△0・1%で、名目手取り賃金変動率が△1・1%だったことによる。物価・賃金の両方がマイナスの場合、マイナス幅の小さい方（平成29年度は物価）に合わせるというルールになっている。ただし、2(1)で述べたように、平成33年度以降は、こういったパターンの場合、賃金の下落に合わせて年金額を低下させることになる。

ちなみに、マクロ経済スライドについては、物価や賃金上昇した場合に発動される（平成28年度は0・5%の調整が行われた）が、平成29年度については、物価も賃金もマイナスだったことから、マクロ経済スライドは行われな

い。一方、平成29年度の国民年金保険料は、月額1万6490円となり、平成28年度対比で230円の引上げとなった。また、平成30年度の国民年金

保険料は、月額1万6340円になることも決まっている。なお、年金額の変更は4月からであるが、年金は前月と前々月の分が振り込まれるので、実際に振込額が変更になるのは、6月15日に支給される年金からになる。

4 国民年金保険料の前納 の額について

国民年金保険料の金額の発表に合わせて、平成29年度の国民年金保険料の前納の額についても発表があった。国民年金保険料の金額については、図表2を参考にいただきたい。

前納制度を利用するためには、年金事務所に対して申出を行う必要がある（申出書は日本年金機構のホームページよりダウンロード可能）、口座振替やクレジットカードによる6カ月（4月～9月分）、1年および2年前納の申込み

期限は平成29年2月末となっている。

また、現金納付については、4月中であれば手続き可能である。なお、2年前納制度は、平成28年までは口座振替のみで認められていたが、平成29年度より現金・クレジットカードでの支払いが可能となった点はアドバイスのポイント

図表2 国民年金保険料の前納額 (平成29年度)

	口座振替 (毎月納付対比の割引額)	現金納付 (毎月納付対比の割引額)
6カ月前納	97,820円 (1,120円)	98,140円 (800円)
1年前納	193,730円 (4,150円)	194,370円 (3,510円)
2年前納	378,320円 (15,640円)	379,560円 (14,400円)

になる。

参考までに、口座振替制度の申出を行ったものの、保険料の引落しの際に残高不足等で引落しができなかった場合には、その後の保険料は自動的に毎月引落しに変更になる。当然、この場合に保険料の割引はない。

5 在職老齢年金の支給停止基準額の変更について

特別支給の老齢厚生年金(あるいは老齢厚生年金)を受給している70歳未満の方が会社に勤めて厚生年金保険に加入したような場合(あるいは70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤務したような場合)には、特別支給の老齢厚生年金(あるいは老齢厚生年金)の金額と給与や賞与の金額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止されることがある。

この仕組みそのもの、ある

いは受給する年金のことを「在職老齢年金」と呼ぶ。今回この在職老齢年金の支給停止額の計算の基礎となる金額が変更になった。

変更になったのは、60歳台前半の支給停止調整変更額と、60歳台後半・70歳以降の支給停止調整額で、従来の47万円が「46万円」へと引き下げられることになった。前者の変更は実務上大きな影響はないが、後者に該当する方への影響は小さくないだろう。

後者の調整方法は次のようなものだ。給与(正確には、標準報酬月額)と直近1年間に受けた賞与の額(正確には、標準賞与額)の合計を12で割った額の合計を「総報酬月額相当額」と呼び、この総報酬月額相当額と年金の合計額が支給停止調整額を超えるか否かによって、年金が停止されるかどうかが決定される。支給停止調整額の低下は、年金

の受給金額が減少する方が出てくることを意味する。

例えば、総報酬月額相当額が34万円、老齢厚生年金(月額)が14万円だとすると、従来は(34万円+14万円)÷47万円(支給停止調整額)÷2=5000円となり、年金の停止額(月額)は5000円だったものが、今年の4月以降は(34万円+14万円)÷46万円÷2=11万円となる。つまり、年金の支給停止額が5000円から1万円へと変わり、年金の受給額が月額ベースで5000円減ることになるのである。

なお、支給停止調整額が変更になるのは今年4月分の年金からなので、実際に振り込まれる年金額が変更になるのは、今年6月15日に振り込まれる年金からになる。

(社会保険労務士法人オスピス)